

## 城陽市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を会員として、城陽市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を組織し、育児に関する援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立を図り、安心して子育てができる環境づくりに資するとともに、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

### (事業内容)

第2条 センターは、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 会員の募集、登録に関すること
- (2) 会員の育児に関する相互援助活動（以下「相互援助活動」という。）の調整に関すること
- (3) 相互援助活動の講習及び指導に関すること
- (4) 会員間の交流に関すること
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 広報に関すること
- (7) その他センターが必要と認めること

### (代表者)

第3条 センターの管理運営の総合的な調整を図るため、センターに代表者を置く。

### (アドバイザー)

第4条 センターの円滑な運営を図るため、センターにアドバイザーを置く。

### (会員)

第5条 会員は、センターが承認した市内に在住する育児の援助を行いたい人（以下「援助会員」という。）、又は市内に在住若しくは勤務する人で、育児の援助を受けたい人（以下「依頼会員」という。）とする。

### (入会)

第6条 会員としてセンターに入会しようとするときは、所定の申込書をセンターに提出するものとする。

- 2 センターは、前項の申込があった人について、事業の趣旨を理解していると認めた場合に入会を認め、会員証を発行する。

### (退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、所定の退会届をセンターに提出するものとする。

- 2 会員は、退会したときは、前条の規定により発行された会員証をセンターに返還しなければならない。

### (相互援助活動の内容)

第8条 相互援助活動は、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 保育所、幼稚園等（以下「保育施設」という。）の保育開始時まで児童を預かること
- (2) 保育施設の保育終了後児童を預かること
- (3) 保育施設までの送迎を行うこと
- (4) 学童保育終了後、児童を預かること
- (5) 学校の放課後、児童を預かること
- (6) 冠婚葬祭や他の児童の学校行事の際、児童を預かること
- (7) 買い物等外出の際、児童を預かること
- (8) その他会員の仕事と育児の両立のために必要な援助

2 前項の相互援助活動は、原則として援助会員の家庭において行うものとする。ただし、双方の合意があれば、依頼会員の家庭等において行うことができる。

3 相互援助活動は、原則として児童の宿泊は行わないこととする。

（相互援助活動の実施方法）

第9条 依頼会員は、援助を受けようとする場合には、アドバイザーに対して援助の依頼の申込みをするものとする。

2 前項の申込みを受けた場合、アドバイザーは、援助の内容、日時等を確認の上、申込み内容の条件に合う援助会員を調整し、当該依頼会員に紹介するものとする。

3 前項の規定により紹介を受けた依頼会員は、当該援助会員と申込みに係る援助の内容等について事前に協議及び確認を行い、相互援助活動の実施を相互に決定する。

4 援助会員は、相互援助活動を実施したときは、相互援助活動の実施内容を記載した報告書を作成し、依頼会員の確認を受けなければならない。

（相互援助活動の報酬等）

第10条 依頼会員は援助会員に対し、別表に規定する基準により、相互援助活動に係る報酬及び取消料を支払うものとする。

2 援助を受けた依頼会員は、援助会員が相互援助活動に伴って立て替えた実費を弁償しなければならない。

（補償及び保険）

第11条 相互援助活動に起因する事故による損害は、当該事故に係る当事者間において解決しなければならない。

2 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

3 前項の保険に加入する費用は、センターが全額を負担する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年（2002年）10月8日から施行する。

この要綱は、令和2年（2020年）3月17日から施行する。  
別表（第10条関係）

#### 相互援助活動報酬等の基準

##### 1 報酬の基準

利用区分	報 酬
月曜日から金曜日の 午前7時～午後8時	児童1人につき 1時間当たり700円
その他の時間及び土曜日・ 日曜日・祝日・12月29日 から1月3日まで	児童1人につき 1時間当たり800円

- (注) 1 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とする。  
2 1時間を超えた場合は、30分以下は上記の半額とし、30分を超えて1時間までは1時間とみなす。  
3 同一の援助会員に兄弟姉妹を預ける場合は、2人目からは上記の金額の半額とする。

##### 2 取消料の基準

- (1) 前日までの取消し 無料  
(2) 当日の取消し 1時間分の報酬額  
(3) 無断取消し 依頼した時間の全額